

後期高齢者医療制度

保険料の納付方法決まる

平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度(75歳以上の方、65歳以上の一定障がいのある方が対象)の保険料の納付方法が決まりました。

保険料の納付方法は2種類あります

●特別徴収

被保険者本人の年金から天引きさせていただきます。

●普通徴収

年金収入が年額18万円未満の方や、介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、年金収入額の2分の1を超える方等は、市から被保険者あてに送られる納付書または口座振替で納めていただくことになります。

保険料の納付開始は次のとおりです

①国民健康保険(国保組合含む)から移行する方

特別徴収の場合は平成20年4月から(普通徴収の場合は平成20年7月から)

②普通徴収の対象になる方、被用者保険の本人で被用者保険から移行する方

平成20年7月から

③被用者保険の被扶養者で被用者保険から移行する方

平成20年10月から

※年度途中で年齢到達等により被保険者となった方は、いったん普通徴収となり、特別徴収の条件に該当すれば、その後特別徴収になります。

被用者保険の被扶養者だった方の保険料は次のようになります

次に該当する方は、資格取得日から2年間、保険料額が軽減されます。

①平成20年4月1日に移行される方で平成20年3月31日に被用者保険の被扶養者であった方

②制度開始後の年度途中で年齢到達等により資格取得される方で、資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった方

◎保険料額(平成20年4月1日加入の方)

・平成20年4月から9月

保険料は免除されます。

※平成20年度のみの特例措置です。

・平成20年10月から平成21年3月

38,175円(均等割額(年額))× $\frac{1}{2}$ (6か月分)× $\frac{1}{10}$ (9割軽減)=1,908円

※平成20年度のみの特例措置で、均等割額が9割軽減されます。

・平成21年度

38,175円(均等割額(年額))× $\frac{1}{2}$ (5割軽減)=19,087円/年

問い合わせ
保険年金課 老保医療係
☎65-0689 FAX63-4618

4月1日から 保育料を改正

市では、国の保育所徴収金基準額表の改正に伴い、4月1日からの保育料を下記のとおり改正します。

■主な改正点

定率減税廃止、所得税の税源移譲に伴い、D1階層からD7階層の定義内容(下記の基準額表の太字部分)を改正します。

■平成20年度甲賀市保育所徴収金基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額) 単位:円		
定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
B2	A及びD1~D7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	5,000	3,000	3,000
C12	均等割額のみ(所得割額の無い世帯)	8,900	6,800	6,800
C22	所得割額のある世帯	15,000	12,600	12,600
		改正前(平成19年度)	※改正後(平成20年度~)	
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	9,000円未満	5,000円未満	18,000
D2		9,000円以上17,000円未満	5,000円以上10,000円未満	20,800
D3		17,000円以上72,000円未満	10,000円以上40,000円未満	24,000
D4		72,000円以上180,000円未満	40,000円以上103,000円未満	36,000
D5		180,000円以上300,000円未満	103,000円以上234,000円未満	49,800
D6		300,000円以上459,000円未満	234,000円以上413,000円未満	50,800
D7		459,000円以上	413,000円以上	53,800

階層区分	徴収金額(月額) 単位:円	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
B1	0	0
C11	7,900	5,800
C21	14,000	11,600

※減免世帯(母子・父子世帯の方、障がいをお持ちの方(手帳をお持ちの方)がおられる世帯)で、B2・C12・C22階層の方は、階層区分がそれぞれB1・C11・C21となり、左表のとおり減額しています。

問い合わせ こども未来課 管理係
☎86-8179 FAX86-8380

甲賀広域行政組合 消防本部水口消防署 土山分署を新築移転

地域の消防力の強化と新名神への救急・火災対応のため土山分署を移転し、新築しました。

移転先: 土山町前野124番地
また、移転に伴い電話、FAX番号も変更となりました。

☎67-1199 FAX67-1700



問い合わせ
甲賀広域行政組合消防本部
〒520-0119 www.kokakokk.jp
予 消防課 TEL6379332 FAX637940
水口消防署 TEL6311119 FAX637941
水口消防署土山分署 TEL6711199 FAX6711700
甲南消防署 TEL8631119 FAX8607119
甲南消防署甲賀分署 TEL8877011 FAX8877022
信楽消防署 TEL8201119 FAX8239977

■**乗り物火災を防ごう!**
自動車などの乗り物からの火災を防ぐために次のことを心がけましょう。
●自動車・電車からタバコの投げ捨てをしない。●荷台の整理、車庫の施錠を習慣にする。●違法な青空駐車は、絶対にしてはいけない。●ボディカバーには防災処理製品を使う。●危険物運搬車両は法令の遵守、安全マニュアルの遂行で安全移送を図る。●電車・バス等に危険物を持ち込まない。
■**恐ろしい山火事から森林を守ろう!**
恐ろしい山火事から大切な森林を守るために次のことを心がけましょう。
●ハイカーは携帯灰皿を所持する。●強風時や乾燥時、火災警報発令中には、たき火や火入れをしない。●たき火は水や土をかけて完全消火したことを確認する。●火入れの許可は必ず受ける。●林野に隣接する家庭では、子どもの火遊び、たき火や煙突などの火の粉の飛散などに注意する。

■**わが家の防火対策を実践しましょう!**
住宅火災は、そこに暮らす人の不注意から多く発生しています。日ごろから家族一人ひとりが火事を起さないよう防火対策を実践しましょう。
【3Uの習慣】
□寝たばこは、絶対やめる。
□ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
□ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
【4つの対策】
□逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
□寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
□火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
□お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

『火は見てる
あなたが離れるその時を』
(全国統一防火標語)
春先は空気も乾燥していて火災が起りやすい上に、春一番という強い南風が吹き荒れることがしばしばあり、大火になりやすい時季です。大切な命や財産を火災によって失うことのないようこの運動を機会に、家庭で・職場で・地域で防火対策に取り組みましょう。

家庭で・職場で・地域で
『春の火災予防運動』
3月1日(土)〜7日(金)